刈谷市スポーツ推進審議会に関する条例 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の 規定に基づき、刈谷市スポーツ推進審議会の設置、組織及び運営に関 し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 刈谷市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (委員)
- 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ 指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会教育部スポーツ課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項 は、会長が審議会に諮って定める。

スポーツ基本法 (抜粋)

(地方スポーツ推進計画)

- 第10条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを 変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育 委員会の意見を聴かなければならない。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。